

弁護士による

簡易・迅速・適正・低額なトラブル解決

令和元年台風19号被災

災害ADR

台風19号で発生したいろいろなトラブルの早期かつ円満な解決を目指します

Q どんなときに使えるのですか？

A 台風19号による災害を原因としたトラブルの解決にお使いになれます。

～例えばこんなトラブル～

- ・借家や借地に関するトラブル
- ・隣近所とのトラブル
- ・雇用に関するトラブル
- ・建物・マンションの修繕トラブル etc

Q どのように解決するのですか？

A 経験豊富な弁護士が、当事者の言い分をよく聞いて、和解による解決を目指します。
事案によっては不動産鑑定士や建築士等の専門家も協力します。

Q 利用するにはどうしたら良いですか？

A まずは弁護士の法律相談を受けてください。弁護士の法律相談は、仙台弁護士会法律相談センターや各法律事務所、公共施設で実施しています。被災地域にお住まいの方は、無料の法律相談を受けられる制度があります。その上で相談時に災害ADR利用を担当弁護士に伝えてください。被災者電話相談(022-265-5286)にお電話頂いても結構です。

Q 申立てをするのは大変そう…

A まずは紛争解決支援センター(022-223-1005)までお電話ください。申立書の書き方などは、弁護士がサポートする制度がありますので、専門的知識がなくても安心です。このサポート制度を含め、申立てに費用はかかりません。

Q 時間はどのくらいかかるのですか？

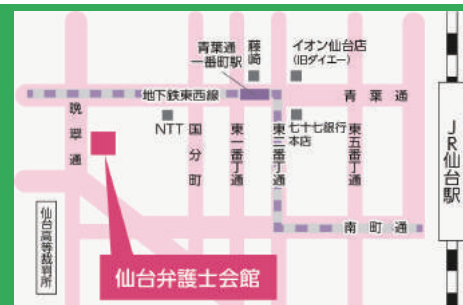
A 申立て⇒審理開始⇒審理期日⇒解決という流れですが、2か月程度での解決を目指します。

仙台弁護士会紛争解決支援センター

住所 仙台市青葉区一番町二丁目9番18号

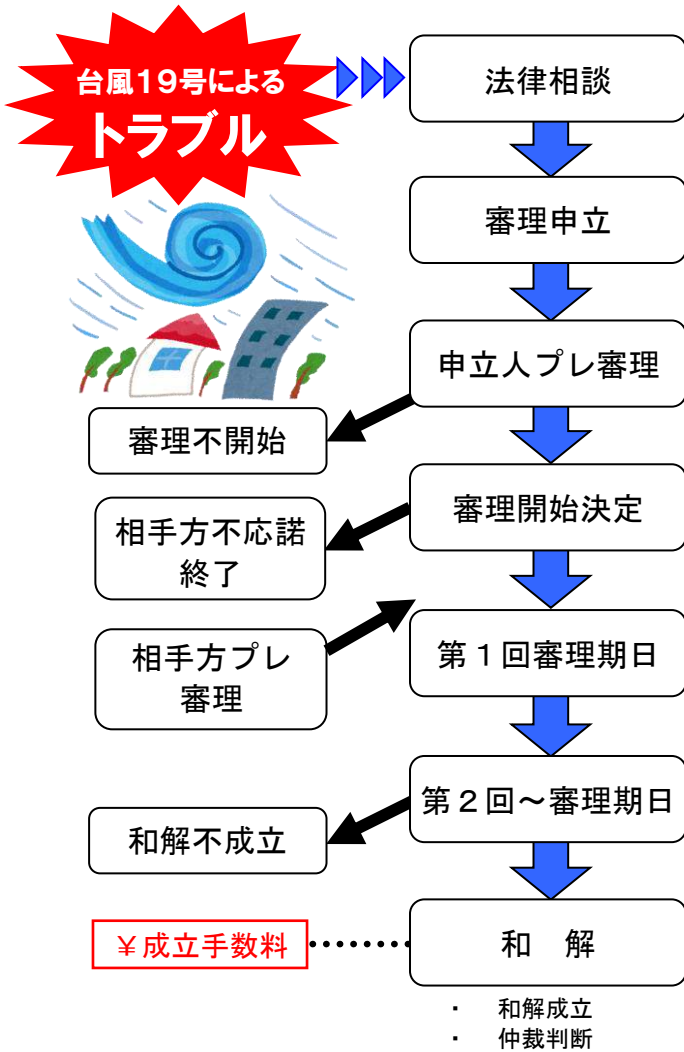
TEL 022-223-1005

受付時間 平日午前10時～午後4時



災害ADRの流れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あっせんをします



■ 成立手数料

原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金	割合
100万円までの場合	4%+消費税
100万円を超え300万円の場合	2%+2万円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%+5万円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+20万円+消費税

■ 成立手数料早見表(税込)

解決金	成立手数料
10万円	4,400円
50万円	22,000円
100万円	44,000円
150万円	55,000円
200万円	66,000円
300万円	88,000円
500万円	110,000円
1,000万円	165,000円
2,000万円	275,000円
3,000万円	385,000円
5,000万円	495,000円
1億円	770,000円

和解あっせん期日は現地などで開催することも可能です。



◎申立てを希望する場合は下記申込書へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送して下さい。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター 御中
(FAX: 022-726-2545)

災害ADR申込書

令和 年 月 日

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号	()	携帯	
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号			

相談日 令和 年 月 日 相談場所 _____ 相談担当弁護士名 _____

※ 後日こちらから電話連絡をいたしますので、平日・日中に出ることができる電話番号を必ずご記入下さい。